

南九州市条例制定請求に係る市議会の審議の結果について

令和 6 年 3 月 19 日に地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定により条例制定の請求のあった南九州市新庁舎建設 65 億円規模の現計画の是非を問う住民投票条例については、令和 6 年 4 月 11 日に招集した令和 6 年第 3 回南九州市議会臨時議会において審議された結果、同日に否決されたので、同条第 3 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 98 条第 2 項の規定により公表します。

令和 6 年 4 月 12 日

南九州市長 塗木 弘幸